

令和5年度 第2回鴻臚館跡整備検討委員会 議事録

日時:令和5年 11 月 15 日(水) 14:30~17:00

場所:福岡市美術館レクチャールーム

出席者-----

【委 員】

・佐藤委員長、杉本副委員長、坂上委員、池崎委員、岩永委員、伊東委員、包清委員、箱崎委員

【文化庁】

・小野調査官(オンライン)

【福岡県】

・福岡県文化財保護課:下原氏

・九州歴史資料館文化財調査室:入佐氏、坂元氏

【事務局】

・吉田経済観光文化局理事、川口文化財活用部長、長家史跡整備活用課長、中村係長、岩永

<開会>

協議事項 史跡鴻臚館跡の復元整備について

【門の構造】

委員

- ・門と堀の構造上の関係について、当初一体構造を考えたが、布掘りが西南角で切れていることから、布掘りは通用口などの必要があれば連続して掘り切らなかったと考え、堀と門は一体と考えず、門の型式は八脚門との見解に至った。
- ・堀自体は掘立柱であるが、建物が全て礎石建物である中で掘立柱式の門を採用したことを考えると、Ⅱ期鴻臚館の東門は、法隆寺の東大門、東大寺の転害門など礎石建物の八脚門より格式は一段落ち、組物などを用いない型式の建物と考えた。

【土層断面からみた堀と門の関係】

委員長

- ・中央の桁通りの土層観察ができれば、門の柱のための布掘りと、堀のための布掘りの規模の差が検証できるのではないかと。

⇒事務局

- ・図面と土層剥ぎ取り資料に限界があるので、該当する写真を探す。
- ・一体構造か否かの検証材料の一つとしては、埋土土質の差があると考えます。

委員

- ・門と堀の先後関係については、一般的には門が先で堀が後である。
- ・鴻臚館跡展示館内で展示中の土層剥ぎ取り資料について、柱抜き取り痕と柱痕を改めて検証した方がよい。

⇒事務局

- ・実測図、写真との整合などを確認し、必要があれば解釈の変更や修正などを行う。

【塀の概観について】

委員

- ・柱の彩色の根拠について、軒平瓦に赤色顔料が付着する資料が確認できていないということであるが、平城京では平瓦を塀に使っている例があるので、軒平だけではなく平瓦に赤色顔料が付着していないかを確認するのが良い。

委員長

- ・Ⅲ期建物では二階で漢詩を詠み合う宴が行われているので、その時期は門も含めて丹塗り・白壁・連子窓は緑色、その格式が、前時代の意匠性の根拠となりうるのではないかと考える。

県

- ・大宰府政庁では赤色顔料が付着する瓦が一定数出土している。

⇒委員長

- ・鴻臚館は大宰府政庁と同じ鴻臚館式瓦を使用している。
- ・格式として、同様に彩色していると判断できると考える。

⇒委員

- ・掘立柱建物に赤色顔料を用いるか否か、格式としてなお不安がある。
- ・過去に掘立柱で赤色顔料を用いた復元例も実は根拠に乏しいものであった。彩色の根拠が迎賓施設としての意匠性のみでは説得材料として厳しいので、やはり平瓦の調査をするのがよい。
- ・掘立柱の赤色顔料塗布には、どこまで塗るのか、地面のところまで塗るかなど考える必要があり、やはり根拠を明確にしたい。

⇒委員長

- ・掘立柱の瓦葺き建物の調査をしてほしい。

【塀の材質について】

委員

- ・塀に使用する木材の材質と、採用する根拠を示してほしい。

⇒事務局

- ・基本的には大宰府に倣う形になるが、コウヤマキ入手困難により、近い柱材を選ぶ方針である。

⇒委員長

- ・ヒノキ入手も困難である。検討してほしい。

【屋根—総瓦葺きの根拠】

委員

- ・文化庁からの「総瓦葺きではなく葺棟程度のものだったのではないか」という質問について、葺棟であれば大半が熨斗瓦になるはずである。
- ・鴻臚館からは総量 8 千箱の丸瓦・平瓦・熨斗瓦が出土したということは、納得してもらえだけの根拠になる。

【雨落ち・排水溝など】

委員長

- ・砂利敷きのような簡便なものでもよいので、整備された場所、遺構として確認された場所がないか。

⇒委員

- ・遺構が残っていないのでわからないが、柱の足元を濡らさない必要があるため、少し高くなっているだろうし、雨で土が流れないようにするために石などを置くのが一般的。

【石垣の展示方法】

委員

- ・石垣の現地展示について表現することが可能か。

⇒事務局

- ・太宰府市水城で採用されている展示方法を検討している。

⇒県

- ・水城採用は立体陶板で、日焼けなどによる劣化が少ないことが利点である。

【北館全体の復元】

委員

- ・復元箇所は東辺だけと明記されていたので確認したい。

⇒委員長

- ・門があるだけでは意味はなく、鴻臚館の全体を理解していただくためにも規模感を表すことが必要である。

⇒委員

- ・公園周囲にある高層ビルなどがある状態で「囲まれた空間」を意識するのであれば、どういう空間を作りどこまで復元することが大切なのか、もう少し議論する必要がある。

⇒委員

- ・仮に堀で囲むことになれば、排水・域内の治安・火災や地震などの災害対応・イベント資材の搬入経路なども考慮が必要。試験期間も考えるべきかと思う。

【南館Ⅰ期～Ⅲ期建物の平面表現】

委員

- ・南館部分については、Ⅰ期～Ⅲ期の重層的な遺構の重なりがわかるように引き続き展示するのが良い。

⇒事務局

- ・基本計画でもその方向であり継続の方針である。

【文化庁からの質問・意見】

文化庁

- ・古代官道について、現位置では官道として整備が叶わない場所であるなら、今後どういう整備をするのか、また古代官道から施設がどのように見えるのかを、説明していく必要があると思う。
- ・建築意匠の年代について、8世紀後半で行うとあるが、四半世紀前の南館プランが踏襲されて北館の建設に当たられている場合、建築モデルの年代を8世紀後半としていいのか疑問である。
- ・石垣の表現について、今後実施設計にも入っていくことになるので、どのような表現や整備をしていくのか、近々に方針決定をお願いしたい。
- ・掘立柱に瓦葺きなのかについて、まだ詰める必要がある。今回資料の平安時代絵巻にも一つも例がない。秋田城で掘立柱に瓦葺きとした根拠や、整備を行うに至った経緯を十分に調べ、その経緯と蓋然性から鴻臚館でも便益的に使うことができるという論的な整理が必要。これまでの調査・議論により次に進める段階になってきているので、今後も議論を重ねていただきたい。

【文化庁提出用の資料について】

委員

- ・短い時間で判断をするので、詳細資料のほかに、復元する建物の寸法や組物の判断など経緯と根拠が間違いなく伝わるようなA3用紙1枚の資料を作成した方が良い。

委員長

- ・検討期間が延びると予算の問題にも関わってくるので、万全を期して納得いただける資料を作ってもらいたい。
- ・資料内容について、会議当日現在、門の復元案が二案あるが、一案に絞った方がよい。

報告事項 史跡鴻臚館跡の活用について

【復元・活用について】

委員長

- ・資料前半では活用が整備を含めない印象を受ける。
- ・復元整備も活用の一部であり、全体では、北館東門の復元自体も活用の一部として位置づけて良い。

委員

- ・鴻臚館は一時代の象徴的な場所である。鴻臚館時代の人々がどういう季節変化の中で生活し会話していたのかという、場所の演出の方針を検討すると良い。
- ・当時の生活の喜びなどを踏まえて、人々の風流のような舞台設定を演出イメージの手掛かりとして検討してほしい。

県

- ・イベントだけではなく、日常的に一般の人々が訪れた時に「鴻臚館」とわかる雰囲気作りが大切である。公園という位置付けの中で、場所の歴史性を活かし、当時の植生も含めて古代から現代までを体感できる空間を作り、それが日常的に分かる表現を目指してもらいたい。

委員長

- ・これまで開催された委員会において各委員から出された様々な意見・提案をぜひ参考にして、活用を考えてほしい。

<閉会>